

平成 25 年度税制改正大綱～教育資金の贈与に係る贈与税の非課税制度

平成25年度税制改正大綱において、子や孫に対する教育資金の贈与につき一定額を非課税とする制度の創設が盛り込まれています。今回は、この教育資金の贈与に係る非課税制度のポイントについて解説します。

1. 現行の教育資金贈与の取扱い

現行の相続税法では、子や孫の教育費や生活費に充てるため、親や祖父母等が贈与した金銭のうち、通常必要と認められるものについては、受贈者にかかる贈与税が非課税とされています（相法 21 条の 3①二）。この場合の非課税となる金銭は、“必要な都度”、直接、教育費に充てるために贈与を受けた金銭であることが求められます（相基通 21 の 3-5）。したがって、子や孫の教育資金に充てるものとして親や祖父母が贈与した金銭であっても、すぐに使わず預貯金としてプールしていた場合には、贈与税は非課税となりません。

また、非課税となる金銭は、「通常必要と認められるもの」とされていますが、具体的な金額については、受贈者が必要とする教育費の額と親や祖父母の資力等を考慮勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産（金銭）（相基通 21 の 3-6）と規定するのみで、非課税とされる教育費の上限があいまいでした。

2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

平成 25 年度税制改正大綱では、親や祖父母が子や孫の教育資金に充てるために行う金銭贈与について、現行の取扱いに加えて、次のような贈与税の非課税制度が盛り込まれました。

（1）概要

平成 25 年 4 月から同 27 年 12 月末までの間に、親や祖父母等（贈与者）が 30 歳未満の子や孫等（受贈者）の“教育資金”に充てるため、信託銀行等の金融機関に金銭を信託等により預け入れした場合、一定の申告を要件に、その金銭のうち、その受贈者 1 人につき 1,500 万円（学校等以外に支払われる金銭は 500 万円）までの額は、贈与税が非課税とされます。

（2）金融機関による払い出しの確認等

教育資金として金融機関に預け入れられた金銭は、

受贈者の教育資金の支払いが必要な都度、金融機関より払い出されます。金融機関は、払い出された金銭が教育費として使われていたかどうかを、受贈者から提出を受けた領収書等により確認・記録します。

（3）預け入れた資金に使い残しがあった場合

金融機関に預け入れられた金銭は、受贈者が 30 歳になるまでに教育資金として使い切ることが必要です。贈与税の“非課税制度”と言っても、30 歳時点で使い残した金額については、その時点で贈与があったものとして受贈者に贈与税が課税されるので、注意が必要です。

（4）相続税対策からみた非課税制度の留意点

この非課税制度の活用により、子や孫に最大 1,500 万円まで当面の贈与税負担なしに金銭を移すことができます。親や祖父母の財産を子や孫に贈与し、相続税の課税対象額を減らすという相続税対策の観点から考えると、この制度は有効といえます。

ただし、この非課税制度については、本稿執筆時点で次のような不明点があります。

まず、金融機関に預け入れされた資金は、30 歳までに教育資金として使い切らないと、受贈者に贈与税が課税されます。このため、非課税の対象とされる教育資金の範囲が重要となりますが、税制改正大綱に示された学校等に支払われる入学金以外の具体例について、明らかにされていません。

相続税の取扱いに関しては、贈与者が教育資金を拠出（贈与）後 3 年以内に死亡した場合、その金銭が生前贈与加算（相法 19）の規定により、贈与者に係る相続税の課税価格に算入されるかどうか不明です。

この非課税制度を活用する場合、贈与税は非課税となるものの、事前にまとまった額の金銭を金融機関に信託等によりプールする必要があると、さらに、預け入れた資金の流れがオープンになるという側面があります。また、信託報酬等の費用負担も考慮すべきです。相続税対策としてこの非課税制度の活用を考える場合、改正後の法令等により税制の取扱いを確認する必要があります。